

## 埼玉県難病相談支援センター（ピアサポート）利用規則

### 第一条「趣旨」

この規則は、埼玉県難病相談支援センター（ピアサポート）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### 第二条「設置場所」

埼玉県難病相談支援センター（ピアサポート）については、  
埼玉県さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内  
一般社団法人埼玉県障害難病団体協議会(以下、障難協と記す)に設置する。

### 第三条「利用時間」

利用時間は、月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 4 時までとする。

### 第四条「定期休日」

定期休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）とする。

### 第五条「面接・相談時間の変更及び臨時休日」

研修会や会議の実施等により相談時間の変更、又は臨時に休日を設ける必要がある場合は、障難協のホームページで事前に告知する。

### 第六条「面接相談の予約」

面談での相談を希望する場合は、事前に電話で面接時間を予約して利用する。

### 第七条「利用の停止」

当該職員は、次の各号のいずれかに該当する相談者、面接者の利用を停止することができる。

- 一、第六条に違反、又は当該職員の指示に従わない者
- 二、施設を汚損もしくは毀損し、又はそれらの恐れがあると認められた者
- 三、大声、暴力等他人に迷惑を及ぼすか、又はそれらの恐れがあると認められた者
- 四、相談員が、脅威を感じたり迷惑を受ける恐れがある場合

### 附則

この利用規則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この利用規則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。